

2022年5月25日

各位

会 社 名 株 式 会 社 オ プ テ ィ ム 代表者名 代表取締役社長 菅 谷 俊 二

(コード番号: 3694 東証プライム市場)

問合せ先 管理担当取締役 林 昭 宏

(TEL. 03-6435-8570)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第22期定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

① 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー総会)の開催が認められたことに伴い、定款を変更するものです。バーチャルオンリー株主総会によって、遠隔地の株主さま等、多くの株主の皆様が出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するものと考えております。

② 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- (1) 変更案第 18 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 18 条) は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年6月29日(水) 2022年6月29日(水)

以 上

現行定款

(株主総会の招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年 度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株 主総会は、必要に応じて招集する。

<新設>

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および 連結計算書類に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開示することに より、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。

<新設>

<新設>

変 更 案

(株主総会の招集)

度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株 主総会は、必要に応じて招集する。

2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株 主総会とすることができる。

<削除>

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求した株 主に対して交付する書面に記載しないことがで きる。

(付則)

- 1. 現行定款第 18 条 (株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削除およ び変更案第 18 条 (電子提供措置等) の新設 は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法 律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする株主総会につ いては、現行定款第 18 条はなお効力を有す る。
- 3. 本付則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経過し た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。